

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、3月1日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません**。ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396

相談票に記入のうえ、送信



発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター

☎5320-4592または**☎6258-5780**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可 *混雑時は電話がつながりにくい場合あり *診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



区HP(やさしい日本語)



保管をお願いします 新型コロナウイルス ワクチン予防接種済証

接種券に付随している、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証の紛失により、再発行を希望する方が増えています。ワクチン接種を終了した後も保管をお願いします。また、ワクチン接種に関する最新情報は、2月9日発行の新型コロナワクチン接種特集号や区ホームページをご覧ください。



墨田区コロナワクチン 接種問い合わせダイヤル ☎0120-714-587

*午前8時半～午後5時15分

*日本語、英語、中国語、韓国語での相談可



墨田区新型コロナワクチン接種広報大使「わく丸」

申請期間は6月30日まで延長となりました
新型コロナウイルス感染症の影響により
生活資金にお困りの方へ

「福祉資金 緊急小口資金」 「総合支援資金 生活支援費」特例貸付け

「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付けを、**6月30日まで**行っています。なお、**原則郵送受け付け**です。

■福祉資金 緊急小口資金

[対象]休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯**[貸付上限額]**20万円以内**[利子]**無利子**[償還期間]**2年以内(均等月賦償還)

■総合支援資金 生活支援費

[対象]失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯**[貸付上限額]**▶単身世帯=月額15万円以内 ▶2人以上世帯=月額20万円以内**[利子]**無利子**[貸付期間]**3か月以内**[償還期間]**10年以内(均等月賦償還)

[申込み]墨田区社会福祉協議会☎3614-3902
(〒131-0032東向島2-17-14)

*月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*必要書類や制度の詳細は、区および墨田区社会福祉協議会のホームページを参照



墨田区社会福祉協議会

受給を終了した方の再申請期限は**3月31日まで!**

住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。**受給を終了した方の再申請の期限は、3月31日までです。**なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請ができます。詳細は電話でお問い合わせください。

[対象]申請日において離職・廃業から2年以内の方、または個人の責に帰すべき理由・都合によらない勤務時間・就労機会の減少により、収入が減少した方 *そのほか収入・資産等の要件あり**[支給期間]**原則3か月(最長9か月まで延長可) *要件等の制度の詳細や必要書類は、問い合わせるか、区ホームページを参照



[問合せ]くらし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課内)☎5608-6289

申請期限は**3月31日(消印有効)まで!**

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

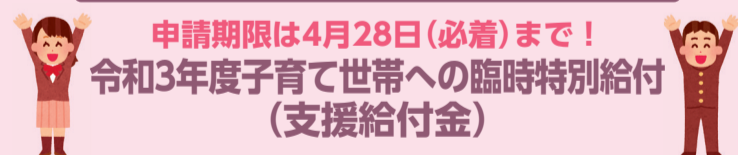
新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、**緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により利用できない世帯**へ、就労による自立を図るため、また、就労による自立が困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるため、一定期間支援金を給付します。また、本支援金の受給を終了した方の再申請を受け付けます。**申請期限はいずれも3月31日(消印有効)です。**

[対象]社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により、これ以上利用できない世帯の主たる生計維持者 *そのほか収入・資産・求職活動などの要件あり**[月額支給額]**▶単身世帯=6万円 ▶2人世帯=8万円 ▶3人以上世帯=10万円**[支給期間]**初回・再支給いずれも最大3か月間 *申請方法や必要書類等の詳細は区ホームページを参照



[問合せ]墨田区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当☎5608-1254

離婚等の理由により給付金を受け取っていない方へ



申請期限は**4月28日(必着)まで!** 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 (支援給付金)

離婚等の理由により、現在対象児童を養育しているものの、すでに実施している「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付」を受け取っていない方に対し、子育てを支援する目的で児童1人当たり10万円相当の給付を行います。給付を受けるには申請が必要です。対象となる方は期限までに申請してください。詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。



[問合せ]子育て支援課児童手当・医療助成係(区役所4階)☎5608-6376

自宅でできる声出し脳トレーニング

外出の機会が少なくなり、声を出す機会が減っていませんか。腹式呼吸を意識したトレーニングで、楽しみながら声を出し、ストレスや不安を解消しましょう。

ポイント

▶左右の手で交互に3回繰り返す

▶慣れてきたら、指を見ないで前方を見て声を出す

▶腹式呼吸でお腹から声を出す

[問合せ]高齢者福祉課地域支援係☎5608-6178

[引用]NPO法人声とことばの力 作成資料

1 「ア・イ・ウ・エ・オ」と言いながら、親指から順番に指を折ります

\ア/ \イ/ \ウ/ \エ/ \オ/



2 順番を「イ・エ・ア・オ・ウ」に変え、小指から順番に指を開いていきます

\イ/ \エ/ \ア/ \オ/ \ウ/



区役所1階の窓口の 混雑状況がわかります!

混雑状況がわかる窓口業務

▶住民異動届・マイナンバーカードの交付 ▶住民票の写し等の発行 ▶戸籍の証明書等の発行 ▶戸籍届

確認方法

「混雑・空き情報」インフラ ネットの目.comのホームページから官公庁を選択して「墨田区役所」を検索

問合せ

窓口課庶務係 ☎5608-6100

